

## バルク供給関係基準の改正等について（報告事項）

平成 27 年 3 月 26 日  
 高圧ガス保安協会  
 液化石油ガス部

## 1. バルク貯槽告示検査関係基準の改正・発行について

## (1) 改正規格名

- KHKS 0745 「バルク貯槽の告示検査等に関する基準」
- KHKS 0746 「附属機器等の告示検査に関する基準」
- KHKS 0841 「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準」

## (2) 改正日

平成 27 年 2 月 4 日改正

## (3) 改正の趣旨等

KHKS 0745、KHKS 0746 及び KHKS 0841 は、平成 25 年 3 月 7 日に開催された産業構造審議会液化石油ガス小委員会で示された方向性に基づき、平成 26 年 2 月 19 日に制定した規格である。今回の改正は、平成 26 年 6 月以降において、バルク貯槽の告示検査の合理化及び効率化のために行われた液化石油ガス法及び高圧ガス保安法に關係する法令等の改正に伴って実施した。

## (4) KHKS の法令上の位置付け

今回改正した KHKS0745、KHKS 0746 及び KHKS0841 は、平成 26 年 10 月 22 日に制定された液化石油ガス法施行規則関係の基本通達（20140901 商局第 3 号）において「告示検査はこれら KHK 基準を用いて行うこと」と規定されたため、次図に示すとおり、告示検査に關係する規制体系の中に取り込まれたものとなっている。

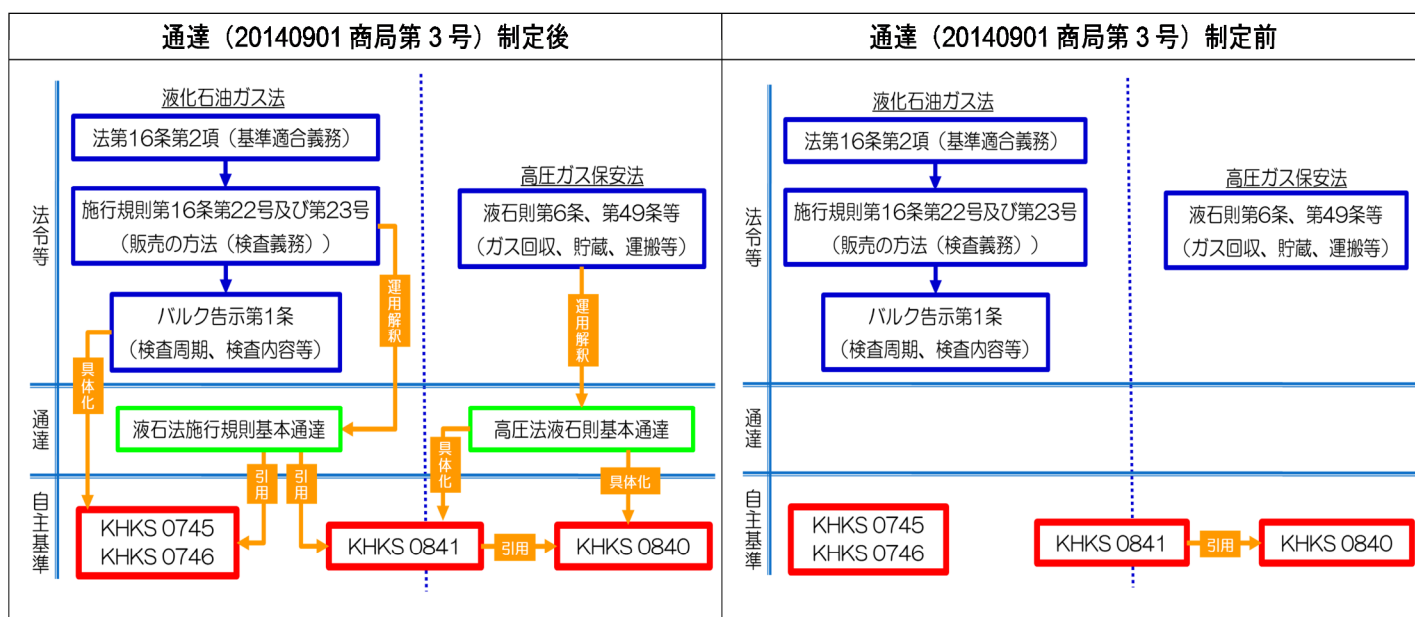


図 告示検査に係る規制体系

## 2. KHKS 0840「LP ガスバルク貯槽移送基準」の改正について

### (1) 主旨等

KHKS 0840 は、バルク貯槽に漏えいを伴わない異常や消費者の転居等のため、若しくは液石法の告示で定めるバルク貯槽の製造後 20 年以内に行われる検査(以下「告示検査」という。)又は告示検査を行わず廃棄を行うために、LP ガスが充填されたバルク貯槽を車両により運搬する際の基準等を定めた規格であるが、昨年 7 月に改正された高圧法の通達(20140625 商局第 1 号)によって、法令上の運用解釈が明確化されたほか、平成 26 年度に実施された経済産業省の委託調査研究において、複数基数積載して運搬する際の制限事項や推奨事項等が取り纏められたこともあり、今般、改正が必要となったところである。

### (2) 今後のスケジュール(予定)

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ① バルク関係基準分科会      | 平成 27 年 3 月        |
| ② 液化石油ガス規格委員会     | 平成 27 年 5 月以降      |
| ③ 高圧ガス規格委員会       | 平成 27 年 6 月以降      |
| ④ 高圧ガス規格委員会での意見募集 | (1 ヶ月間)            |
| ⑤ パブリックコメント       | (1 ヶ月間)            |
| ⑥ 改正案の制定          | 平成 27 年 11 月～12 月頃 |